



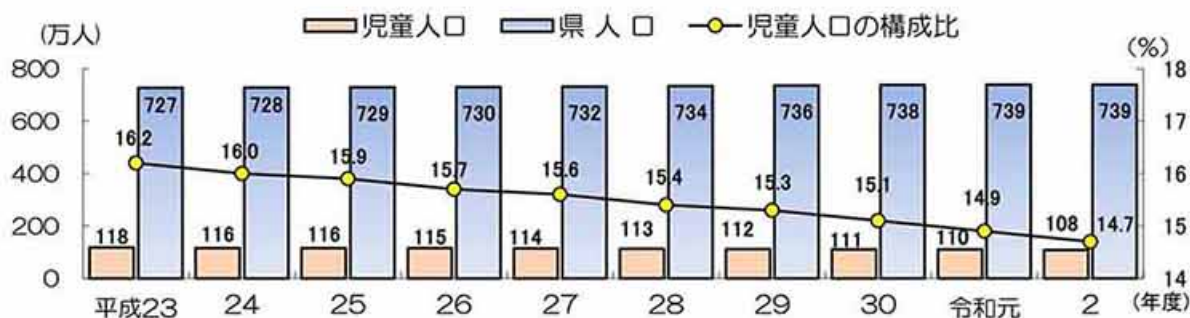
## 1 相談の受付と援助の状況

### (1) 相談の状況

#### ア 児童人口（令和3年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口は増加を続けているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成23年度の約118万人から令和2年度は約108万人となり、この10年間で約10万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.5ポイント低下し、令和2年度には14.7%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）



#### イ 相談件数（厚労省報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和2年度は29,441件で、前年度に比べ895件、3.0%の減少となっている。

また、令和2年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、33.6件であった。

図2 相談件数の推移



#### ウ 相談内容別受付状況（厚労省報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の63.6%を占めており、以下、障害相談17.4%、育成相談4.8%、非行相談1.4%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。











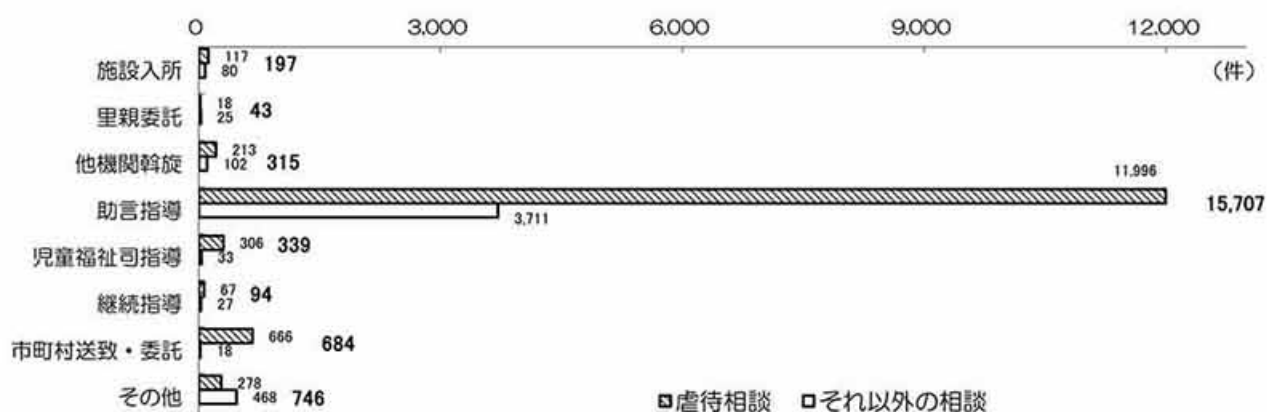
## (エ) 援助状況

児童相談所で受付けた養護相談で、調査・面接あるいは一時保護等の援助を行った後、令和2年度中に何らかの援助を行ったものは18,125件であった。そのうち、「施設入所」、「障害児施設等への利用契約」と「里親委託」は合わせて243件あり、全体の1.3%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談処理件数（厚労省報告例第45表より）



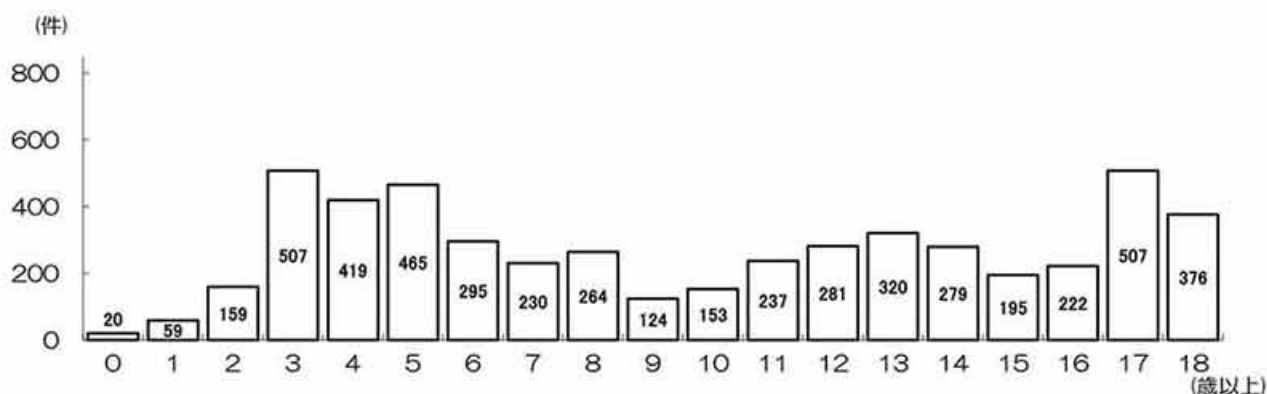
## イ 障害相談

### (ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

また、中学校卒業後の進学、就労や施設への通所等、サービスを受けるために必要な療育手帳の申請が増えるため、14歳前後の相談が増加する。18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

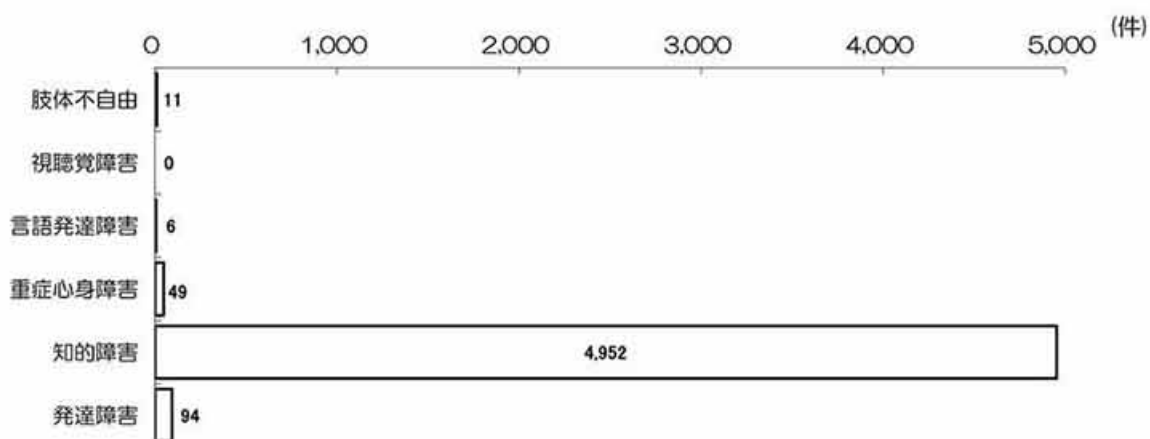
図10 障害児童相談年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）



# (イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和2年度に相談を受付けた5,112件のうち知的障害相談が4,952件(96.9%)を占めている。

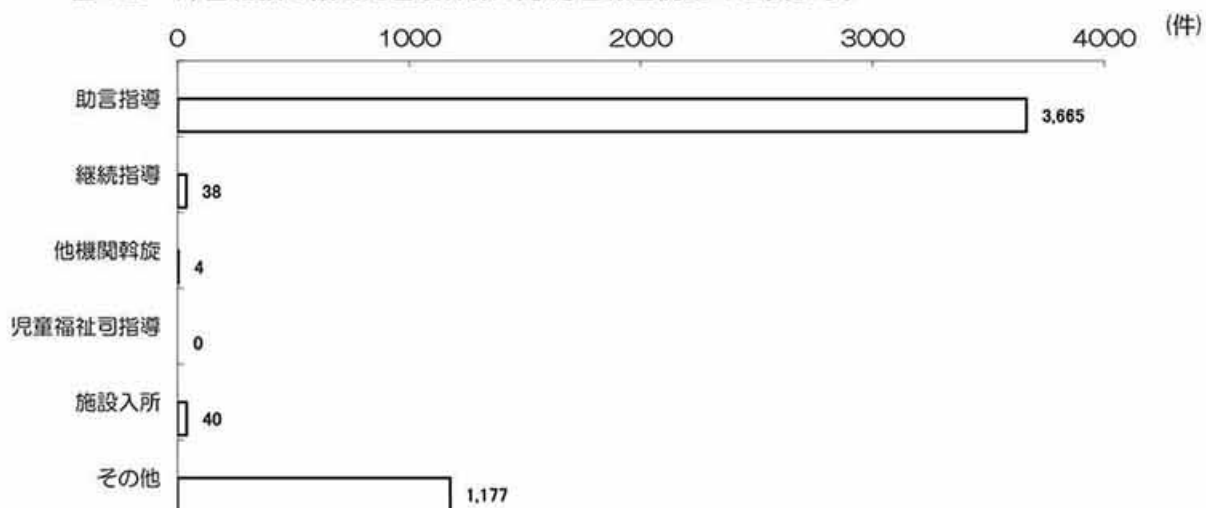
図11 障害相談の内容別件数



# (ウ) 援助状況

障害相談で、令和2年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は4,924件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図12 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談4,924件を内容から見ると、「助言指導」が3,665件であり、全体の74.4%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。







### (3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

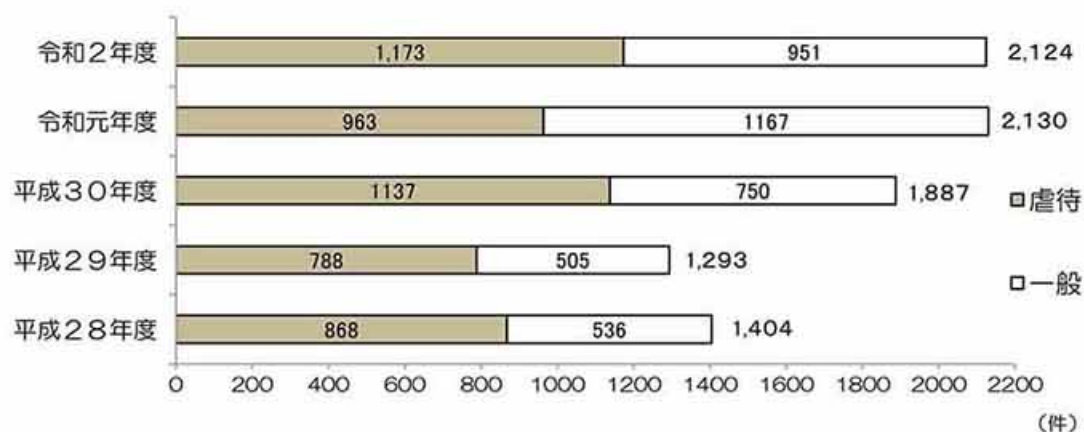
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和2年度に通報ダイヤルに寄せられた通報は2,124件であった。そのうち8件について緊急保護を行った。年々受付件数が増えている要因として、児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響によるものと思われる。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

| 時間帯     | 夜 間<br>(18時～22時) | 深夜・早朝<br>(22時～翌8時半) | 休日の日中<br>(8時半～18時) | 合 計   |
|---------|------------------|---------------------|--------------------|-------|
| 虐 待 通 報 | 505              | 276                 | 392                | 1,173 |
| 虐待以外の相談 | 416              | 257                 | 278                | 951   |
| 受 付 合 計 | 921              | 533                 | 670                | 2,124 |

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



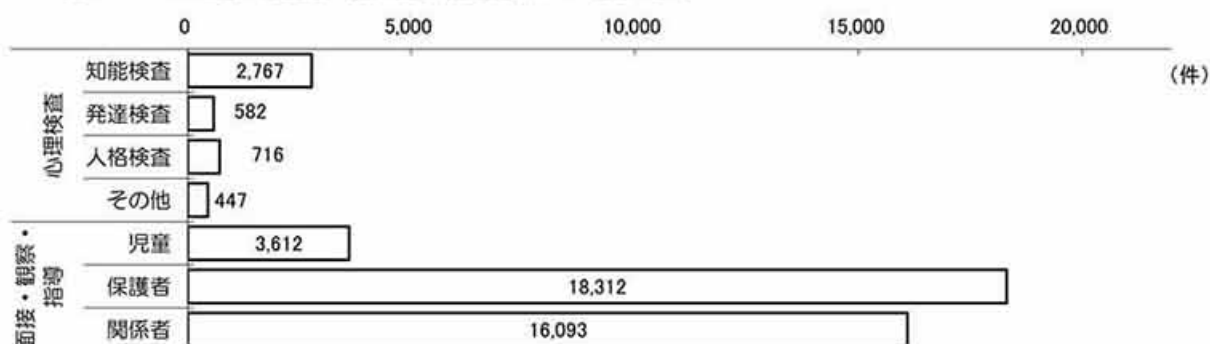


## (2) 児童心理司の活動状況

### ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（厚労省報告例第48表より）

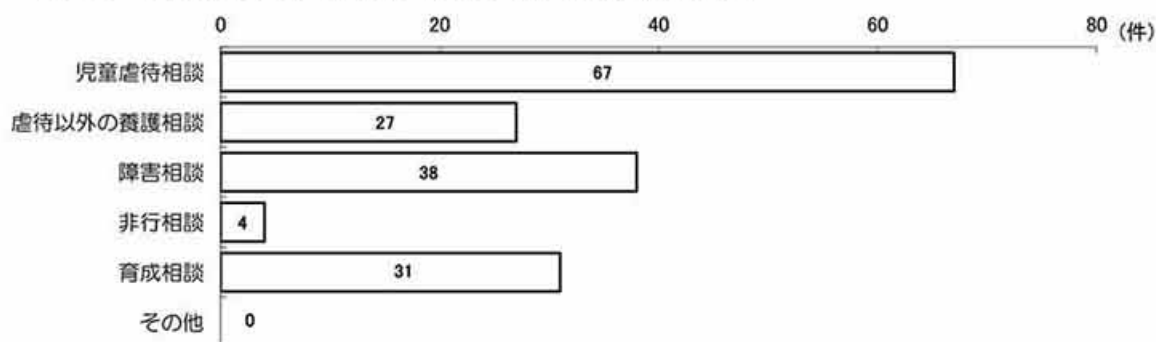


### イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和2年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて167件である。児童虐待相談を含む養護相談が94件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（厚労省報告例第45表より）



## (3) 「家族支援」の取組みについて

### ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家族支援指針」参照。)









図27 一時保護所退所後の状況

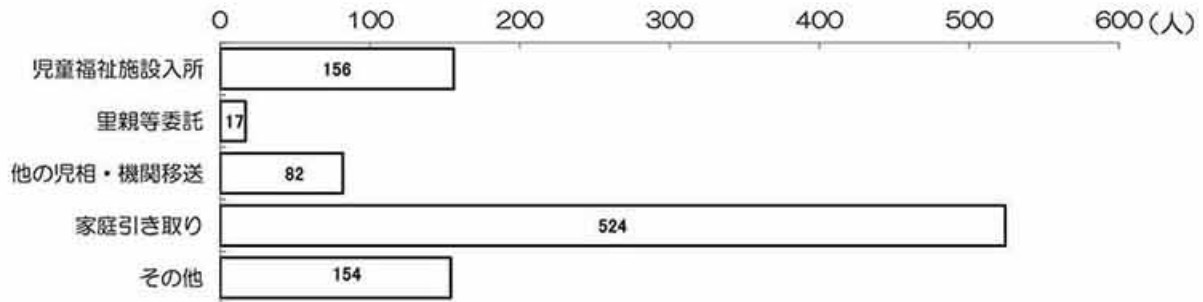


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

|           | 養護相談 | 心身障害<br>相談 | 非行相談 | 育成相談 | 保健・<br>その他 | 計   |
|-----------|------|------------|------|------|------------|-----|
| 児童福祉施設入所  | 137  | 0          | 10   | 9    | 0          | 156 |
| 里親等委託     | 17   | 0          | 0    | 0    | 0          | 17  |
| 他の児相・機関移送 | 75   | 0          | 5    | 2    | 0          | 82  |
| 家庭引き取り    | 476  | 2          | 33   | 13   | 0          | 524 |
| その他       | 142  | 0          | 9    | 3    | 0          | 154 |
| 計         | 847  | 2          | 57   | 27   | 0          | 933 |

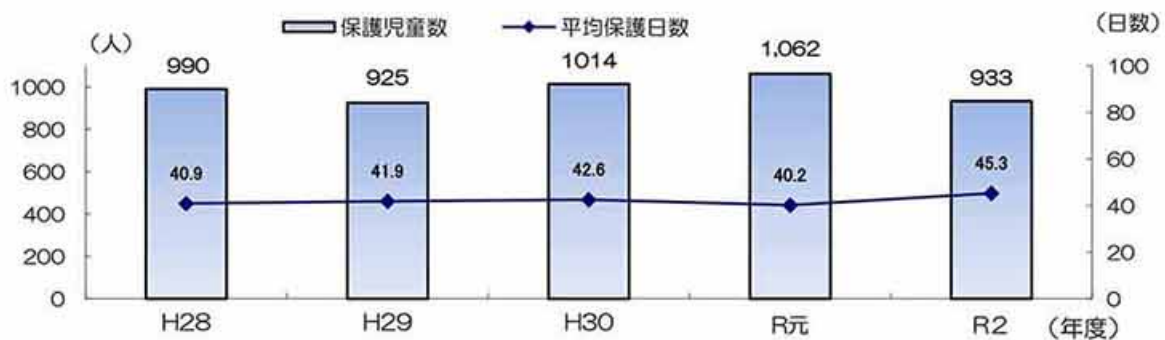
令和2年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

|                     | 中央     | 南      | 所沢     | 越谷     | 合計     |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| A 保護児童数（退所児童数）      | 209    | 266    | 251    | 207    | 933    |
| B 保護延べ日数            | 10,113 | 10,035 | 11,430 | 10,642 | 42,220 |
| C 1日当たり平均児童数(B/365) | 27.7   | 27.5   | 31.3   | 29.2   | 115.7  |
| D 一人当たり平均保護日数(B/A)  | 48.4   | 37.7   | 45.5   | 51.4   | 45.3   |

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移









## ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和2年度末現在で21か所、88人の児童が委託されている。

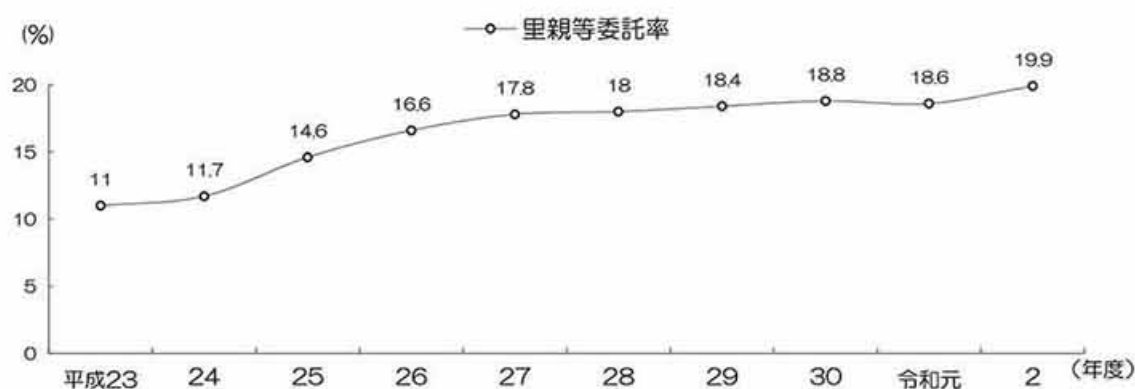
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

|          |     | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|----------|-----|------|------|------|------|-------|-----|
| ホーム数     | 法人型 | 5    | 5    | 5    | 5    | 6     | 6   |
|          | 個人型 | 8    | 10   | 11   | 12   | 13    | 15  |
|          | 計   | 13   | 15   | 16   | 17   | 19    | 21  |
| 委託児童数（人） |     | 51   | 64   | 66   | 79   | 84    | 88  |

注1）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝（里親委託＋ファミリーホーム児童数）÷（乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数）×100

## エ 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和2年度末で31組が登録しており、委託されている児童は5人である。

## オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

## (ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

| 児童相談所 | 事業名            | 対象里親             | 回数  | 延べ参加者数 |
|-------|----------------|------------------|-----|--------|
| 中 央   | 委託直後研修         | 委託直後の里親子         | 7回  | 64名    |
|       | 子育てサロン         | 委託中及び委託解除後の里親子   | 3回  | 35名    |
|       | 思春期サロン         | 委託中及び委託解除後の里親子   | 4回  | 25名    |
|       | 小 計            |                  | 14回 | 124名   |
| 南     | 年少児サロン         | 委託中及び委託解除後の里親子   | 5回  | 80名    |
|       | 年長児サロン         | 小学校高学年以上を委託中の里親  | 3回  | 21名    |
|       | 障害児サロン         | 障害のある子を委託中の里親    | 3回  | 13名    |
|       | 小 計            |                  | 11回 | 114名   |
| 川 越   | 委託直後研修会        | 委託後2年未満の里親子      | 6回  | 108名   |
|       | 思春期サロン         | 小学5年生以上を受託している里親 | 3回  | 13名    |
|       | 小 計            |                  | 9回  | 121名   |
| 所 沢   | 里親委託直後サロン      | 委託直後の里親子         | 5回  | 61名    |
|       | 里親年長児サロン       | 小学校高学年以上の委託中里親   | 4回  | 39名    |
|       | 小 計            |                  | 9回  | 100名   |
| 熊 谷   | 委託直後研修(ひよこクラブ) | 委託後2年未満の里親子      | 8回  | 90名    |
|       | 小 計            |                  | 8回  | 90名    |
| 越 谷   | 委託直後研修         | 委託後1年未満の里親子      | 7回  | 61名    |
|       | 里親サロン          | 委託中及び委託解除後の里親子   | 1回  | 14名    |
|       | 小 計            |                  | 8回  | 75名    |
| 草 加   | 委託直後研修         | 委託後1年までの里親       | 5回  | 43名    |
|       | 委託直後研修(中高生)    | 委託後1年までの里親       | 2回  | 8名     |
|       | 小 計            |                  | 7回  | 51名    |



(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前修」）を里親登録前に受講することが必要となった。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）に対し、令和2年度は講義研修を5回開催した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談
- ・施設見学（DVD視聴）など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に実施した。

令和2年度は講義研修を4回開催したほか、養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和2年度は、講義研修を4回開催した。

養育実習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を取りやめた。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習





